

## 年金保険に関する判決について

### I. はじめに

平成 22 年 7 月 6 日に年金保険に関する最高裁の判決が下され、相続により取得した年金保険に関する扱いが変わることとなりました。最高裁の判決では、相続により取得した年金保険について、相続の際には相続税、実際に年金を取得した際には所得税を課するというこれまでの扱いを相続税と所得税の二重課税にあたる判断としています。国税庁ではこの判決を受けて、同様の年金保険に対して課税されていた者について、申請があった場合に還付を行うこととしています（ただし、現状では申請方法、対象期間等について検討中との事です<sup>1)</sup>。

今回は、最高裁判決にいたるまでの判決の内容を追ってみたいと思います。

### II. 判決の検討

#### 1. 事件の概要

今回の裁判は、原告の夫が生命保険会社との間で締結していた生命保険契約（掛け金は被相続人が負担し、総額 2300 万円を年間 230 万円ずつ 10 年にわたり支払う保険）について発生した保険事故（原告の夫の死亡）に基づき受け取った年金保険を、課税庁が、原告の雑所得にあたるとして、所得税の更正を行ったため、原告がその取消を求めたものである。

#### 2. 裁判の争点

被相続人からの相続により取得したものとみなされた年金保険に対し、相続時に相続税を課税し、年金保険の取得時には所得税を課することが二重課税になるかが争点となった。

#### 3. 最高裁判決前の課税上の扱い

相続税法 3 条 1 項 1 号により相続により取得した保険については、その保険金のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分については、相続により取得したものとみなされる。この保険金には相続税基本通達 3-6 により年金保険も含まれることとされている。

また、年金保険の取得時には収入金額が雑所得を構成するものとして、所得税の課税対象とすることとしている<sup>2)</sup>。

その一方、所得税法 9 条 1 項 15 号においては、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものについては所得税を課さないものとし、一時金により取得した保険金については相続税のみ課税し、所得税を課税しないこととしている。

#### 4. 原告の主張

相続税法 3 条 1 項 1 号の「保険金」とは、年金受給権（基本権と支分権の両方を含む）と支分権に基づき支払われる年金のすべてを含むものである。そのため、年金保険には既に相続税が課されているた

<sup>1)</sup> 詳しくは国税庁 HP を参照 <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h22/9291/index.htm>

<sup>2)</sup> 昭和 43 年 3 月官審

め、これに対し所得税を課すことは二重課税である。また、「保険金」については他の条文においても定義がないため、通常日本語的な解釈によるべきであり、「保険金」を受給権と取得する金銭に区分するものと考えすることは困難である。

一時払いの保険については本来一時所得または雑所得として、所得税の課税対象となるべきであるが、所得税法 9 条 1 項 15 号において、相続等により取得したものについては所得税が課されないこととされている。そのため、年金保険のみが所得税の課税対象となっているのは不合理である。

## 5. 課税庁の主張

相続税 3 条 1 項 1 号に規定する「保険金」は保険契約に基づく死亡保険等の受給権を意味するものであり、現実取得する金銭を意味するものではない。また、年金の取得は年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日の到来により生み出された支分権であり、受給権とは異なる権利に基づいて取得したものである。相続税の課税の際に年金保険の相続財産としての評価額は将来取得する年金総額（2300 万円）と異なる（相続財産の評価としては  $2300 \text{ 万} \times 60 \div 100 = 1380 \text{ 万円}$  となる）。そのため、相続においては保険受給権に対して相続税を課税し、受給権とは異なる年金の取得については、取得時に所得税を課税するのは二重課税ではない。

所得税 9 条 1 項 15 号に規定する非課税規定は、相続という同一の原因により相続税と所得税を課税することを回避し、相続税のみを負担させるという趣旨であり、被相続人の死亡後に実現する所得に対して課税をしないという趣旨ではない。

二重課税とは同一の課税物件に対して課税が重複することを意味するので、相続税が人の死亡や贈与により財産が移転する機会にその財産に対して課税するものであり、所得税は個人の所得に対して課税するものであることから、二重課税に該当するとは必ずしもいえない。

## 6. 平成 18 年 11 月 7 日 長崎地裁判決

年金保険は年金取得時に受給権が行使され、年金受給権が徐々に消滅してゆくものである。また、相続財産としての年金保険の計算は将来取得する年金総額を現価に引きなおしたものであるから、年金保険に対して相続税と所得税を課することは、実質的、経済的に同一の資産に対する課税となる。

相続税法 3 条 1 項は実質上相続によって財産を取得したのと同様の形で財産を取得した場合には、相続税を課することとし、所得税法 9 条 1 項 15 号は、そのように相続税を課することとした財産には二重課税を避けるために所得税を課税しないこととしている。そのため、相続により取得したものとみなされて相続税を課された財産と実質的、経済的に同一のものと評価される所得については、法的に異なる権利であっても所得税を課することは二重課税となり認められない。

## 7. 平成 19 年 10 月 25 日 福岡高裁判決

所得税法 9 条 1 項 15 号は、相続税法 3 条 1 項により相続により取得したものとみなされる財産に対して所得税を課税しないというものである。そのため、相続により取得したとみなされる財産により、被相続人の死亡後に実現する所得に対して所得税を課さないということの意味するものではない。

相続税法 3 条 1 項に規定する「保険金」は保険金請求権を意味する。そのため、所得税法 9 条 1 項 15 号により課税対象とならない財産は保険請求権という権利を意味する。

以上から、被相続人の死亡後に取得する年金保険は相続税法 3 条 1 項に規定する「保険金」に該当せず、所得税法 9 条 1 項 15 号の適用はない。

よって、年金保険に対して相続税と所得税を課することは別個の財産・所得に対してそれぞれの税を課することになるため、二重課税にあたらぬ。

## 8. 平成 22 年 7 月 6 日 最高裁判決

所得税法 9 条 1 項 15 号の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指す。当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値であり、これは相続税の課税対象となる。そのため、所得税法 9 条 1 項 15 号は同一の経済的価値に対して相続税を課さないことにより、相続税と所得税の二重課税を排除したものと考えられる。

相続税法 3 条 1 項 1 号の保険金には年金保険が含まれる。そして、この場合の年金保険は年金受給権を意味する。年金受給権には相続税が課され、その相続財産としての価額は、将来にわたって受け取る年金の額を相続時における現在価値に引きなおした金額の合計額である。そのため、年金の各支給額のうち上記の現在価値に相当する部分は相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであるということができ、所得税の課税対象とならない。

## 9. 論点

原告・課税庁の主張と各裁判所の判決は上記のとおりである。これらを見てゆくと、この事件は、相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する「保険金」の内容と所得税 9 条 1 項 15 号に規定する非課税規定の趣旨とが主要な論点となっているといえることができる。

### (1) 相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する「保険金」

相続税法 3 条 1 項 1 号で規定されている「保険金」が、基本権と支分権をあわせた受給権を指すものなのか、基本権のみを指すのかが論点となった。

課税庁としては、「保険金」は基本権のみを指すという見解にたっていたが、最高裁の判決では、基本権と支分権を区分する考え方はとらなかった。

### (2) 所得税法 9 条 1 項 15 号に規定する非課税規定の趣旨

所得税法 9 条 1 項 15 号では相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものについては所得税を課税しないこととしている。この課税しないものには被相続人の死亡時に発生するものが含まれるかどうか論点となった。

課税庁としては、被相続人の死亡後に発生した財産・所得については非課税規定の適用はないという見解にたっていたが、最高裁の判決では、相続税の課税対象となった年金保険と同一の経済的価値のものについて、非課税規定の適用があるものとされた。

### (3) まとめ

課税庁としては年金保険を基本権と支分権に分けて考え、相続時には、基本権に対して相続税

を課し、その後、支分権である年金の取得時においては、その年金を非課税とされるものと考えず、雑所得を構成するものとして、所得税を課するという見解にたっていたといえる。

しかし、今回の最高裁の判決では、年金保険を基本権と支分権に分けて考えることをせず、将来の年金の受取額を相続時の現在価値に引きなおした年金の受給権と考えている。そして、所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税規定は相続税の課税対象となった経済的価値と同一の経済的価値を持つものに対しての二重課税を排除するものであるから、年金の受給権として相続税が課税されたものについて、所得税を課することは二重課税にあたるとしている。

### III. 今後の法改正・手続

最高裁の判決で、年金保険への所得税の課税は二重課税という判断が下されたため、相続税の課税対象に含まれた年金保険については、金銭を取得した際に所得税が課されることはなくなりました<sup>3</sup>。そのため、近い将来にこの判決を受けた税法の改正がある見込みです。改正の方向としては、年金保険の相続税評価の方法の変更が考えられます。これまでの計算方法は割引現在価値の算定とはいっても、かなり大雑把なものでしたが<sup>4</sup>、今後はいつそう割引現在価値としての性格を強めた算定方法を定めて相続税の課税の強化を図ってくる可能性があります<sup>5</sup>。逆に、相続時には被相続人の負担した保険料の金額のみを課税財産とし、所得税において、年金保険の取得時にこれまでどおりの課税を行うという改正も考えられます。

また、判決により相続により年金保険を取得した者からの還付請求が多数あることが予測されます。冒頭にもありますが、現時点では国としてはどのような形・いつまでの期間について還付手続きを行うかは検討中の状態ですので、相続により取得した年金保険を現在も受給している場合、過去に相続により取得した年金保険を受給していたことがある場合には、国や保険会社からの通知に注意を払っておく必要があると思います<sup>6</sup>。

以上

2010/7/20

### 参考条文

相続税法 3 条 1 項 1 号

所得税法 9 条 1 項 15 号

<sup>3</sup> 保険契約の形態にもよるが、年金保険のうち経済的価値が一致しない部分などについては課税される可能性がある。

<sup>4</sup> 相続税法 24 条 1 項

<sup>5</sup> 実際に国債利回りや基準割引率などを用いて割引現在価値を算定する方法が想定される。

<sup>6</sup> なお、判決や条文から見た限りでは年金保険に対して相続税が課税されているものについて、所得税を課すことが認められないということではなく、相続税が課税されていなくても相続、遺贈又は個人からの贈与により取得した年金保険すべてについて所得税を課税してはならないと解釈できる。そのため、相続財産が基礎控除以下であったために相続税の申告をしていない場合にも、相続等により取得した年金保険に対しては所得税が課されないこととなると思われる。

## 参考文献

三木義一『税理』「年金受給権と年金の課税関係」50巻2号 P117

高野幸大『ジュリスト』「特約年金に対する相続税と所得税の二重課税の該当性」1370号 P249

『週刊 税務通信』No.3122 P3

本記事は一般的な情報の提供を目的としており、個別の事項に対して具体的なアドバイスを提供するものではありません。また、本記事に掲載されている情報の正確性及び最新性の確保については万全を期しておりますが、法律・政令の改正等により、最新の情報と異なる記載となる場合があります、その完全性を保証するものではありません。